○原子力規制委員会告示第八号

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府通商産業省令第一号）第一条第二項第二号及び第三号、第六条第三項並びに第七条の七第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第二項第四号及び第六号、第六条第三項、第七条第一号ハ、第八条並びに第十四条第四号及び第七号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第二項第二号及び第三号、第二条の五第五号イ、第二十八号イ及び第三十号ハ、第二条の十一第三項、第三条第四号ハ、第六号及び第八号ハ、第四条第四号及び第七号並びに第八条第二項及び第三項、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第二号及び第三号、第七条第三項、第七条の二の九第一号ハ、第七条の三並びに第七条の八第四号及び第七号、核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第一条第二号及び第三号、第二条第三号ハ、第五号、第七号ハ、第十一号ニ及びト、第十一号の二ハ並びに第十二号ホ並びに第三条第三項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第二号及び第四号、第八条第三項、第九条第一号ハ、第十条並びに第十六条第四号及び第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第四号及び第六号、第六十七条第三項、第七十八条第一号ハ、第七十九条並びに第九十条第四号及び第七号、加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）第八条第一項、第十四条第一号及び第十五条第三号、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十五条第一項第一号及び第二十七条第三号、再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第八条第一項、第十六条第一号並びに第十八条第一号、第四号及び第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第八号及び第九号、第十三条第三項、第十四条第一号ハ、第十五条並びに第十九条第四号及び第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第三号及び第四号、第二十六条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条並びに第三十三条第四号及び第六号、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第七条第一項、第十一条第一項第一号並びに第十五条第一号、第四号及び第五号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第一条第二項第二号及び第三号、第二十七条第三項、第二十九条第一号ハ、第三十条並びに第三十五条第四号及び第六号、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十三号）第九条第一項、第十四条第一号並びに第十五条第一項第一号、第四号及び第五号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二条第二項第四号及び第六号、第六十二条第三項、第七十三条第一号ハ、第七十四条並びに第八十五条第四号及び第七号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）第一条第二号及び第三号、第二条第六号ハ、第八号及び第十号ハ並びに第四条第二項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第三号及び第四号、第四十四条第三項、第五十三条第一号ハ、第五十四条並びに第六十一条第四号及び第六号、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第三十九条第一項第一号及び第四十二条第一項、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十八条第一項第一号及び第四十一条第一項、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）第十三条第一項、第二十一条第一号及び第二十二条第三号、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）第三十三条第一項第一号及び第三十五条第三号、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号）第十四条第一項、第二十条第一号、第四号及び第五号、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）第十四条第一項、第二十五条第一号並びに第二十一条第一項第一号、第四号及び第五号並びに特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号）第十二条第一項、第十六条第一項第一号並びに第二十条第一項第一号、第四号及び第五号の規定に基づき、及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第十二条第一項及び様式第一の注3、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十八条第一項及び様式第二の注3、核燃料物質の使用等に関する規則第七条第一項及び様式第一の注、核燃料物質の加工の事業に関する規則第十条第一項及び様式第一の注3、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第二十一条第一項及び様式第二の注6、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百三十六条第一項、第百三十九条第一項、様式第二の注4及び様式第八の備考4、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十七条第一項及び様式第五の注2、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第四十条第一項及び様式第一の注3、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十八条第一項、第五十一条第一項、様式第二の注4及び様式第七の備考4、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百三十一条第一項、第百三十四条第一項、様式第二の注3及び様式第八の備考3並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第九十一条第一項及び様式第二の注2の規定を実施するため、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

なお、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十三号）、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十四号）、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第百八十七号）及び核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成十三年経済産業省告示第二百九号）は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年八月三十一日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示

（管理区域に係る線量等）

第一条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「製錬規則」という。）第一条第二項第二号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「核燃料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号及び第二条の五第二十八号イ、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第一条第二項第二号、核原料物質の使用に関する規則（以下「核原料物質使用規則」という。）第一条第二項第二号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第一条第二項第二号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種埋設規則」という。）第一条の二第二項第八号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第一条第二項第三号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「貯蔵規則」という。）第一条第二項第二号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第二条第二項第四号、核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（以下「受託貯蔵規則」という。）第一条第二号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設